

江津市発注工事における情報共有システム実施要領

江津市土木建設課

(趣旨)

第1条 この要領は、江津市が発注する工事等において、情報共有システム（以下「システム」という。）を利用するにあたり必要な事項を次のとおり定める。

(目的)

第2条 システム導入による受発注者間協議の簡素化によって業務効率化及び江津市でのシステム利用方法の統一を目的とする。

(定義)

第3条 この要領で用いる用語の定義を以下に示す。

(1) システム

情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現すること。

(2) 工事等帳票

「指示」、「協議」、「通知」、「承諾」、「提出」、「報告」、「その他」の行為に必要な書類（工事履行報告書、工事打合簿、施工体制台帳、施工に係る協議資料等）及びその添付資料をいう。

(対象工事)

第4条 江津市が発注する全ての工事（営繕関係を除く）を対象とする。

(使用システム)

第5条 使用するシステムは下表から受注者が選択し、発注者の承諾を得て決定するものとする。

	会社名	システム名
1	(株)現場サポート	現場クラウド One
2	(株)建設総合サービス	電納 ASPer
3	日本電気 (株)	工事監理官
4	(株) アイサス	information bridge
5	(株) 建設システム	工事情報共有システム
6	(株) ビーイング	BeingCo1laboration
7	川田テクノシステム (株)	basepage

(システム利用者)

第6条 発注者における利用者は、工事打合簿の書類決裁に必要とされる者とする。なお、利用者は上記によらず適宜変更できるものとし、必要と判断される場合は、適宜追加する。

(対象書類)

第7条 システムの対象書類は、受発注者間でやり取りを行う工事等帳票とするが、契約書等電子決裁によらないものは対象外とする。

(決裁)

第8条 システムを利用した電子決裁とし、システムを利用する場合、工事等帳票の紙決裁は不要とする。

(電子署名・電子押印)

第9条 システムで処理を行う工事等帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認める。

(電子納品・検査・成果品の保管)

第10条 電子納品・成果品の保管については、「江津市発注工事における電子納品の運用について」を参照することとし、システムで作成・決裁した工事等帳票は電子納品のその他フォルダに格納する。

(システム使用料)

第11条 システム使用に要する登録料及び利用料は技術管理費として共通仮設費率に含まれる。

(その他)

第12条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。